

「災害時薬剤師班活動ガイドライン」の改定について

ガイドライン概要

- 「東京都地域防災計画」に基づき、災害医療体制の概要や各機関の役割などの基本的な事項について記載した「災害時医療救護活動ガイドライン」に即して、**災害時における薬剤師班※の活動方針を示す**ことを目的に策定（平成31年3月）

※ 地区薬剤師班：区市町村が地区薬剤師会に要請
 ⇒ 医療救護所等で救護活動を実施
 都薬剤師班：都が都薬剤師会に要請
 ⇒ 区市町村の救護活動を応援・補完

- 医療救護所等における調剤・服薬指導や医薬品の調達・管理など、**薬剤師班の標準的な活動について記載**

＜主な記載内容＞

▶ 東京都の災害医療体制概要

- ・ 薬剤師班の分類、派遣、活動
- ・ 医薬品等供給体制、調達方法、備蓄、卸の対応 等

▶ 薬剤師班の具体的活動内容

- ・ 医療救護所での調剤・服薬指導、トリアージの協力
- ・ 避難所における巡回・公衆衛生活動、医薬品等の供給業務

改定の方向性

● 東京都災害薬事コーディネーターの設置

東京都地域防災計画の修正において、東京都災害対策本部の下に「東京都災害薬事コーディネーター※」を新たに設置することを規定し、都薬剤師会等の推薦を受け任命（R6.4）したことを受け、災害対策本部における活動内容等を整理

※ 都が薬事に関する活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、東京都災害医療コーディネーターをサポートし、災害対策本部において薬学的な助言及び調整を行う

● 能登半島地震（R6.1）を踏まえた対応

能登半島地震の被災地における応援薬剤師班の活動経験を踏まえ、他自治体からの応援の受入れ時に必要な対応などを整理

● 災害時医療救護活動ガイドラインの改定（R6.3）

医療救護活動時の関係機関との連絡方法等について、災害時医療救護活動ガイドラインの改定内容を反映

上記を踏まえ、災害時薬剤師班活動ガイドラインの改定に反映し、災害時における薬剤師班の円滑かつ適切な活動につなげる。

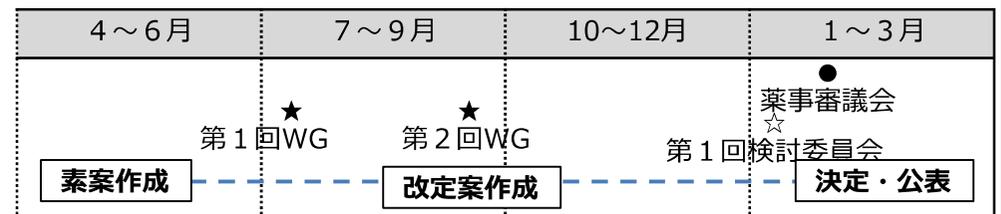
検討方法及びスケジュール

● ワーキンググループにて素案を作成

【構成員：区市町村災害薬事コーディネーター、能登派遣薬剤師 等】

● 専門家による検討委員会にて改定案（素案を元に都作成）を議論

【構成員：都医師会、都薬剤師会、都病院薬剤師会、卸業協会 等】



「災害時薬剤師班活動ガイドライン」改定骨子

東京都災害薬事コーディネーターの設置

- ・第一章「東京都の災害医療体制」に、東京都災害薬事コーディネーター、区市町村災害薬事コーディネーターの概要、役割等について記載
- ・都薬剤師班の派遣要請に対する東京都災害薬事コーディネーターの関与を記載
- ・東京都災害薬事コーディネーターの項目を新設し、情報収集等に係る業務、支援の調整に係る業務等、具体的活動内容を記載
- ・区市町村災害薬事コーディネーターの項目を新設し、情報収集等に係る業務、支援の調整に係る業務等、具体的活動内容を記載

能登半島地震（R6.1）を踏まえた対応

- ・受援体制に係る運用として、薬剤師班の具体的活動に他県支援薬剤師班に対するサポート等を追記
- ・能登半島地震で活用されたモバイルファーマシーについて、支援要請の検討について記載
- ・避難所での活動について、感染症対策について明記
- ・能登半島地震を受けて、新たに発出された通知を掲載

災害時医療救護活動ガイドラインの改定（R6.3）

- ・災害医療体制図の更新
- ・WEB会議等の活用について明記

その他

- ・東京都病院薬剤師会を通じた情報収集について記載
- ・厚生労働省事務連絡「災害時に必要な医薬品等の確保について(周知)」について記載
- ・本ガイドラインの内容が、薬剤師班活動に加え、災害薬事コーディネーターにかかる事項が追加となり、これまでよりも災害時の薬事活動全般にかかる内容となることから、ガイドライン名称の変更を検討する。